**甲第9号証**

審決　㊐

「Junior Original Concert・J.O.C」(昭和 56 年 2 月 5 日　昭和 54 年審判第 9109 号)

本願商標は、「Ｊｕｎｉｏｒ　Ｏｒｉｇｉｎａｌ　Ｃｏｎｃｅｒｔ」の欧文字を上段に書し、これの下段中央部に「Ｊ．Ｏ．Ｃ」の欧文字３文字を書してなり、第２５類「紙類、文房具類」を指定商品とするものである。

よって按ずるに、本願商標は、上記構成のとおり「Ｊｕｎｉｏｒ　Ｏｒｉｇｉｎａｌ　Ｃｏｎｃｅｒｔ」「Ｊ．Ｏ．Ｃ」の各語を上下２段に書してなるものであって、上下各段のそれぞれの各部の部分は独立して看者の注意を惹くものと認められる。しかして、「Ｊ．Ｏ．Ｃ」の欧文字部分は、欧文字の「Ｊ」「Ｏ」「Ｃ」の３文字を基本として配列したものであることが看取され得るものである。ところで、わが国において、該欧文字３文字をもって表示される団体に、日本オリンピック委員会の名称を英語式に「Ｊａｐａｎ　Ｏｌｙｍｐｉｃ　Ｃｏｍｍｉｔｔｅｅ」と書き表したこれの各語の語頭文字の１字を抽出した「ＪＯＣ」の語があることは、現代用語の基礎知識、「ＪＯＣ」の文字の記載の項に徴して明らかなところである。ところで、該委員会は、日本を代表する機関であって、公益に関する団体であり、営利を目的としないものに該当するものである。また、該「ＪＯＣ」の語は、日本オリンピック委員会の略称を表示するものとして、わが国を含む世界各国に広く知られているものであって、最早、今日においては、上記委員会を表示する略称として著名なものとなるに至っているというを相当とする。

してみると、上記の団体は、その権威を尊重され、その名称など保護されるべきものであることは当然なことといわなければならない。

したがって本願商標は、上記団体を表示する「ＪＯＣ」と類似するものを含むものと認められるから、商標法４条１項６号に該当する。

審決

「五輪」(昭和 63 年 2 月 25 日　昭和 58 年審判第 23669 号)

本願商標は、「五輪」の漢字を横書きしてなり、第１６類「台所用品、日用品」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、本件商標を構成する文字は、わが国おいて「オリンピック」の俗称として広く一般世人に親しまれ、かつ、「ゴリン」の称呼をもって普通に使用されているのが実情であり、これに接する者は「オリンピック」に通ずるものであると容易に理解し、把握すると判断するのが相当である。

ところで、「オリンピック（ＯＬＹＭＰＩＣ）」の文字は、オリンピック憲章に基づき開催されるオリンピック競技大会を指導する国際オリンピック委員会（I.Ｏ.Ｃ.）及びその承認の下に直接事業を運営する日本オリンピック委員会（Ｊ.Ｏ.Ｃ.）が、営利を目的としない事業活動を表示する標章であり、わが国においても著名であると認められるものである。してみると、前記標章と観念上類似する本願商標が登録され一私人の商標として営利の目的のために使用されることは、前記委員会の権威を損ねると共に、国際信義の上からも好ましくない。

したがって、本願商標は、商標法４条１項６号に該当する。